二級の方の歯科も適用

重度心身障害児(者)の医療費助成

現在、身体障害者手帳一級所持者の方は、医科・歯科の医療費助成、二級所持の方は医科のみ医療費の助成を行っていましたが、五十六年四月一日より、二級の方の歯科も助成の適用となりました。

該当される方は、健康保険証、認印、身障手帳を持って、担当まで申請して下さい。随時受け付けています。

【市民課給付係】

国保被保険者のみなさんへ

4月から、健康保険など、被用者保険では、被扶養者の認定要額の一部が改正され、収入があるものについて、これまでの年収70万円未満が80万円未満に改正されました。(ただし、65歳以上の老齢者、障害者などは、年収120万円未満)

したがって、今年3月に配付した国保連合会編集の「国保のしおり」裏表紙欄外に「職場の健康保険の被扶養者の認定基準額→70万円未満が90万円未満になりました。」とあるのは→以下が誤りでしたので、前述のとおり訂正して下さい。

くわしいことは、市民課国保係(内線135)まで。

【市民課国保係】

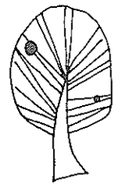

教育相談余話⑬

子供の教育は親の手に

南国市教育相談所　高石文一

『子供のことで、気になることがあり、本も読み、講演も聞きましたが、不安が消えません。ぜひ、会っていただきたいのです。』と電話があっても、当日の朝になって『予約をお願いしましたが、気をつけて見ると少しずつ良くなっているようですので、少し先にしたいと思います。申し込みをしただけで良くなって不思議です。』と言われることがある。事実良くなっていることも多いと思う。

誰でも相談に行くとなると、いろいろ聞かれると思い、子供の見方、育て方についての考えを整理したり、ふり返ってみたりする。

ここに子供について考える場ができ、実は、これが大変重要なことである。

今まで受け身だったのが、一歩ふみ出して自分で考え、行動しようとする態度に変っている。

お母さんの態度が変ることによって、子供の態度が変ってくる。

一般に、専門にまかせた方がいいと考えるが、自分でできるだけのことをした上でないと専門の部面が生きてこない。

冷雨の降る十一月末、市外から小学五年生の女の子をつれたお母さんが来られた。

『三年生の秋頃からひきつけをおこしだしたので入院させました。しかし、まる一年たっても変りがないので通院に切りかえています。ですから、学校でも度々発作をおこし、どうしても学校に行けなくなりました。何とかならないでしょうか。』と言う。

お母さんが持ってきたノート三冊にもなる記録を見ても、昼でも夜でも相当強い発作が毎日のようにある。家にいるよりはましだろうということで、それから毎日相談所へ通って来させると発作がおきない。お母さんは、良くなったと思って学校へ行かそうとするとその朝発作があり、また、相談所へ来る＝これをくり返す。

『相談所へくれば、学校へ出たと同じにしてくれます。留年の心配はないので、あせらないで毎日来てもいいですよ。』と学校の記を いっさいしないと、おだやかな日が続いて学習も進む。十二月と一月は一日も休まなかった。

ところが、二月の定期診察で病院へ行った夜から強い発作が始まった。一日に何回もくり返す。これまで順調に来たものが、一体どうしたのだろう。もう一度やり直そうとお母さんの記録を見る。

それによると、発作回数は、十一月五十三、十二月二十九、一月十一。発作日数は、二十、十三、八と半減。相談所に来ることが有効なことが分る。次に、発作のあらわれ方を見ると、十一月は強い発作が十日間隔でおき、十二月は十日目に軽い発作があり、強い発作は消える。一月は十日目に軽い発作の代りに腹痛などの代理発作ていどとなっている。これらを見ると、発作は十日の周期があるということが言える。

『これは大変大事なことです。十日目の周期がくれば病人扱いで、十日目がすぎれば健康児扱いです。この切り替えをちゃんとすることです。学校ではいつも健康児、病院ではいつも病人の扱いをしてきました。これでは本人がたまりません。この切り替えが分ってくれる病院には入院でき、分ってくれる学校には登校できます。

発作の性質が分ったということは、正体の一部をとらえたということです。もうすぐ登校できると思いますよ。』

このことがあってから、一家の空気は明るくなり、三月三日から元気に登校し、無事進級、修学旅行も楽しくすませた。

『先生のおかげです。』と親子は言うが、ほんとうの殊勲者は、お母さんの克明につけていた〝記録〟なのである。

行動するお母さんにこそ、心から讃辞をおくりたいのです。

子供の教育は、親の手にというのが私の言わんとするところです。

その為にご援助できることがあればお役にたちたいと思います。

どうぞお気軽においで下さい…教育相談所のドアは、いつでも開いていますから……。

次代をになう子供のために

教育相談のすすめ

昨年の八月十五日号より、十三回にわたっての「教育相談余話」は今号で終らせていただきます。

ご多忙にもかかわらず、執筆を快諾して下さった高石先生に厚くお礼申しあげます。ありがとうございました。

読者のみなさんは、どんな感想をもたれたでしょうか。どのような方法でも結構です。ご感想を係までおきかせ下さいませんか。

子供の健やかな成長は、親の願いです。教育相談所をお気軽に利用されますようおすすめします。

◪**場所**・大篠公民館(市民体育館西側)。南国市大埔甲2117の1、☎③3957

◪**相談日**・原則として月、水、金、土ですが、外出もありますので、必ず、前もって手紙か電話で確認して下さい。相談員自宅(☎④3925)への連絡も結構です。

部落公民館を〝老人憩の場所〟として利用したいが……

【問い】

各部落にある公民館は、昼間はどこも閉めきりで、ほとんど活用されていないと思います。

私たち老人が、今一番希望しているのは、〝老人憩の家〟＝老人が気軽に集まれる場所です。

そこで、最も合理的な方法として、今ある部落公民館を、老人憩の家として使用できるよう、改修を含めた位置付けの変更はできないものでしょうか。

今の公民館では、老人側からは「借りる」という気兼ねの意識が働きます。

憩の家としての位置付けをすることにより、この意識がなくなり、気兼ねなく利用できると思います。

改修も、一部畳をしいたり、南側に窓を取る程度でよく、経済的にもそう大きな負担にはならないと考えます。

市の良識あるご指導をお願いします。

【答え】

「部落公民館を老人憩の家としても利用できるように」――とのご希望は、大変よくわかります。

老人福祉の向上面からも、ぜひそうすべきだと考えられますが、実は、部落公民館は、それぞれの部落で自主的に管理・運営を行っており、市としてとやかく指図できません。

それぞれ部落での考え方もあろうかと思いますので、一日も早く、自由に利用できるように、部落長さんや公民館長さんにご相談なさってみて下さい。

◇市がお手伝いできることは…

①集落整備事業で補助金を出して修繕することができます。

②福祉事務所の社会係で行っている「老人憩の家」の建設事業があります。

いずれも、すぐ実現というわけにはいきませんが、部落内で良く話し合って、市の担当課でおたずね下さい。

【社会教育課】